

平成十年環境庁告示第三十四号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号ロの規定に基づく工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法）

（平成十年六月十六日環境庁告示第三十四号）

改正： 平成十二年十二月十四日環境庁告示第七十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第三号ロの規定に基づき、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法を次のように定め、平成十年六月十七日から適用する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第一項第三号ロに規定する環境大臣が定める方法は、次のいずれかとする。

- 一 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物を令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物（同号イ（1）若しくは（2）に規定するもの、アスファルト・コンクリート又は無機性の固形状のものに限る。以下同じ。）と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに分別して排出し、かつ、当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようする方法
- 二 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物（前号の規定により分別して排出されたものを除く。）を手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しやすく減量を五パーセント以下とし、かつ、当該選別の後に行う当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようする方法